

個人情報取扱に関する特記事項

（基本的事項）

第1条 受託者は、この業務委託による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この業務委託に係る契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（収集の制限）

第3条 受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4条 受託者は、市の承諾がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第6条 受託者は、市の承諾があるときを除き、業務を行うために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7条 受託者は、市の承諾がある場合を除き、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、市の承諾に基づき業務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（資料等の返還等）

第8条 受託者は、業務を行うために市から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの業務委託に係る契約の終了後直ちに市に返還

し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(調査等)

第9条 市は、受託者が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受託者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第10条 市は、受託者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(事故発生時における報告)

第11条 受託者は、この業務委託に係る契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第12条 受託者又は受託者の従事者（受託者の再委託先及び受託者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受託者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、市が受託者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受託者は遅滞なく市の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第13条 業務に関する個人情報について、受託者による取扱いが著しく不適切であると市が認めたときは、市はこの業務委託に係る契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は、契約書本文の定めるところによる。